

調査に関する規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人日本クレジット協会（以下「本会」という。）定款第4条第1項第2号に定める遵守状況の調査（以下「遵守状況調査」という。）に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(対象会員)

第2条 遵守状況調査は、定款第5条第1号に規定する会員を対象とする。

(調査の種類等)

第3条 遵守状況調査は次の種類とする。

- (1) 一般調査
- (2) 特別調査
- (3) フォローアップ調査

(一般調査)

第4条 一般調査は、それぞれ以下の調査を行う。

(1) 書面調査

会員のクレジット業務の状況を定量的に把握することを主たる目的として、郵送調査法又は電磁的方法により、原則として年1回行う。

(2) 実地調査

会員の法令等の遵守状況を全般的に調査し、必要な助言を行うことを主たる目的として、以下のイ又はロの方法により行う。

- イ 会員の本社、支店その他の営業所を訪問して行う方法
- ロ ウェブ会議システムを利用して行う方法

2 前項第2号の調査を行うときは、原則として、調査の2ヵ月前までに、調査を行おうとする会員に対して、書面で通知することとする。

(特別調査)

第5条 特別調査は、次に掲げる場合に、それぞれの問題に適切に対処するのに必要な情報を収集することを目的に、書面、実地その他の適切な方法により行う。

- (1) 本会が、会員に係る消費者からの苦情の内容が悪質で社会問題化する恐れがあると認めるとき
- (2) 本会が、会員の業務の方法等が法令遵守の観点から疑義があり、社会的な影響があると認めるとき
- (3) 会員が割賦販売法その他関連法令に基づく命令、処分を科されるなど、法令等の遵守がなされていないことが明らかなきとき
- (4) その他本会が消費者保護の観点から早急な対応が必要と認めるとき

2 特別調査を前条第1項第2号のイ又はロの方法により行うときは、調査を行おうとする会員に対して、少なくとも調査の前日までに、書面、電話その他の適切な方法で通知することとする。ただし、事前の通知が不相当又は困難と認められる場合は、この限りではない。

(フォローアップ調査)

第6条 フォローアップ調査は、処分に関する規則に基づく処分に係る措置の徹底を図ることを目的に行う。

2 フォローアップ調査を第4条第1項第2号のイ又はロの方法により行うときは、調査を行おうとする会員に対して、調査の1ヶ月前までに、書面、電話その他の適切な方法で通知することとする。

(調査員)

第7条 調査は、本会の職員、嘱託職員及び契約職員のうちから会長が任命した調査員が、これに当たる。

(調査員の権限)

第8条 調査員は、会員に対し、調査事項の範囲において帳簿、書類等の提示、閲覧若しくは資料の提出又は事実の説明を求められることができる。

(調査員の責務)

第9条 調査員は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 調査に当たっては、常に穩健、冷静な態度を維持し、品位と信用を保持するよう努めること。
- (2) 調査は、すべて事実に基づいて公正かつ能率的に行うよう努めること。
- (3) 書類等資料の現物調査に当たっては、保管の責任者を立ち合わせるなど配慮の上、特异的確迅速に行うとともに紛失等の事故がないよう留意すること。
- (4) 事実の認定、処理の判断及び意見の表明を行うに当たっては、常に公正であるよう努めること。
- (5) 職務上知り得た事項を、正当な事由なく他に漏らさないこと。

(調査員証の提示等)

第10条 調査員は、遵守状況調査（実地調査の場合に限る。）を行っている間、常に調査員証を携帯し、会員から求められたときはこれを提示しなければならない。

2 調査員証は別に定める様式による。

3 調査員でなくなったときは、本会の職員、嘱託職員及び契約職員（退職した場合を含む。）は、無効となった調査員証を本会に返却しなければならない。

(調査結果の通知)

第11条 本会は、調査が終了したときは、その結果を会員に書面により通知する。

2 本会は、会員の法令等の遵守状況に応じて、前項の通知に助言、改善要請を付すことができる。

(改善要請に対する報告)

第12条 会員は、本会から、前条第2項の改善要請に対する報告を求められたときは、本会が指定する期日までに報告しなければならない。

(改廃)

第13条 本規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

1. この規則は、割賦販売法第35条の18第1項で定める認定割賦販売協会として、経済産業大臣の認定を受けた日（平成21年12月1日）から施行する。

2. 本規則は、平成22年3月11日から改正施行する。

3. 本規則は、平成25年4月1日から改正施行する。

4. 本規則は、令和4年4月1日から改正施行する。

調査員証の様式

(表面)

調査員証	
	No. _____
(写真)	調査員氏名 _____
上記の者は、本協会の調査員であることを証明する。	
一般社団法人日本クレジット協会 〒103-0016 東京都中央区日本橋小網町14番1号 住生日本橋小網町ビル 電話 03(5643)0011 令和 年 月 日発行	

(備考) 規格は、縦5.4cm×横8.5cmとする。

(裏面)

<p>○日本クレジット協定会款</p> <p>第4条(事業)本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。</p> <p>(2) 会員に法令遵守等の体制を整備させるための指導及びその遵守状況の調査</p> <p>○会員規則</p> <p>第10条(入会後の義務)会員は、本会の定款、自主ルール、その他の規則、割賦販売法その他の関係法令等を遵守しなければならない。</p> <p>4 会員は、本会が行う調査等に協力しなければならない。</p> <p>○調査に関する規則</p> <p>第8条(調査員の権限)調査員は、会員に対し、調査事項の範囲において帳簿、書類等の提示、閲覧若しくは資料の提出又は事実の説明を求めることができる。</p> <p>第10条(調査員証の提示等)調査員は、遵守状況調査(実地調査の場合に限る。)を行っている間、常に調査員証を携帯し、会員から求められたときはこれを提示しなければならない。</p>
